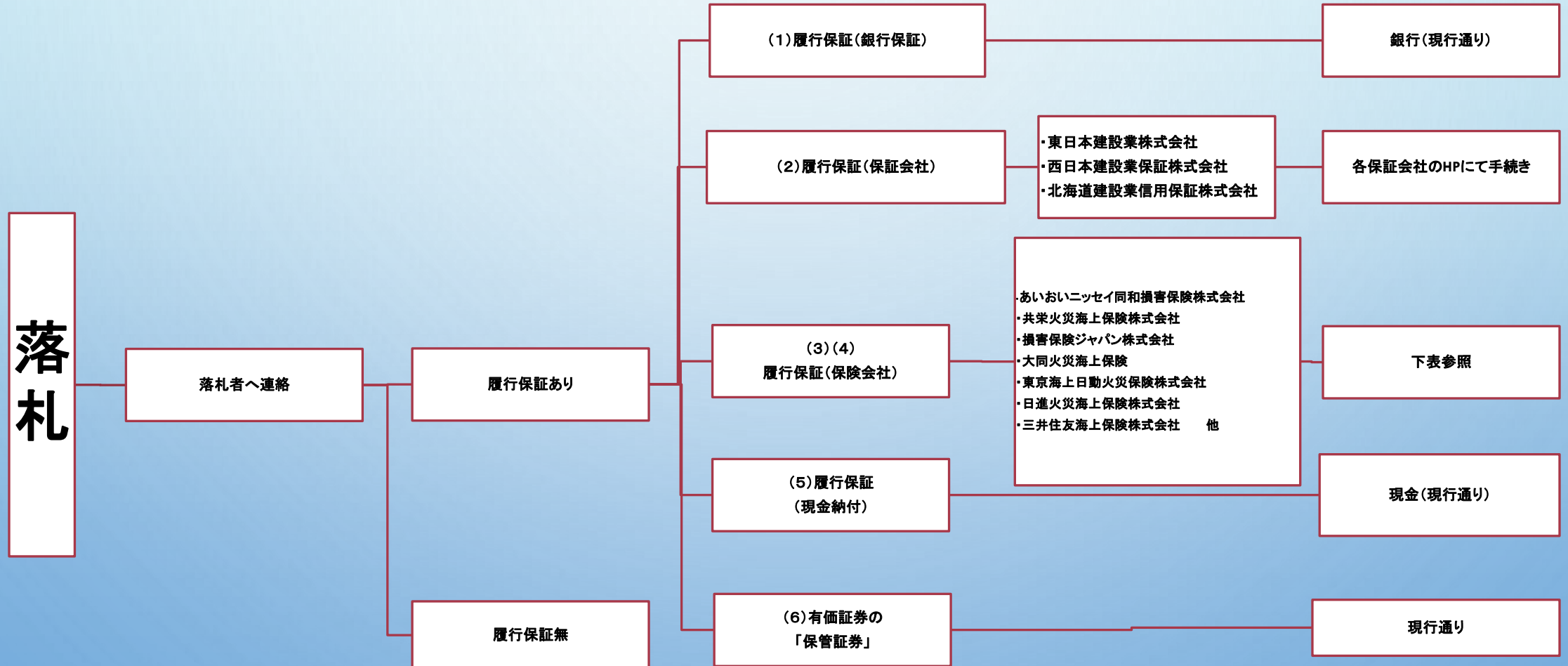


3. 履行保証の取得について

建設工事及び測量・建設コンサルタント契約（請負金額が300万円以上の契約）については、履行保証の取得が必要となります。

保証の種類によって手続き方法が異なりますので、下表のとおり手続きを進めてください。



履行保証の種類	提出方法	備 考
(1)金融機関の「保証証書」	紙媒体	契約書も紙媒体での契約となります。
(2)保証事業会社の「保証証書」	電子証券(認証キー)	保証事業会社のインターネット保証サービスを通じて取得した認証キー(PDF)をメールにて契約管財課(denshikeiyaku@city.kamagaya.chiba.jp)へ提出 ※件名は「「案件名」(受注者名)履行保証に係る認証キーの提出について」としてください。
(3)保険会社の「履行保証保険証券」	電子証券(PDF) もしくは 電子データ送付	①保険会社は代理店を通じて受注者に発注者提出用フォーマットをメールで送付する ②受注者は、発注者提出用フォーマットをメール(denshikeiyaku@city.kamagaya.chiba.jp)に添付し、発注者へ送付する。(CCで当該保険会社にも送付する。) ③発注者は、受注者からのメールを受信、発注者提出用フォーマットを確認し、電子証券をダウンロードする。 ※件名は「「案件名」(受注者名)電子保証証券(PDF)の提出について」としてください。 上記が困難な場合、紙媒体の保証書をスキャンし、メール(denshikeiyaku@city.kamagaya.chiba.jp)にて契約管財課へ提出してください。 ※この場合、後日保証書(原本)を契約管財課へ提出して下さい。
(4)保険会社の 「公共工事履行保証証券(履行ボンド)」	(3)に同じ	(3)に同じ
(5)「歳入歳出外現金領収証書」		①契約締結時に納付書にて現金納付となります。 ②契約書も紙媒体での契約となります。
(6)有価証券の「保管証書」	紙媒体	契約書も紙媒体での契約となります。